

第11章 公益的施設等

第1 教育施設

開発区域の面積が20ha以上の開発事業に当たっては、開発区域内に幼稚園、小学校及び中学校の用地を計画すること。その具体的な位置及び面積については、次の表に掲げる基準を勘案して、市長と事業主が協議して定めるものとする。ただし、市長が周辺にある既設の学校に収容能力があると認めた場合は、この限りでない。

	施行地区内の児童・生徒数の算定基準数	1学級当たりの標準児童・生徒数	学級数に応じる標準面積（単位：m ² ）								1校当たりの標準学級数
			学級数	基準面積	学級数	基準面積	学級数	基準面積	学級数	基準面積	
小学校	世帯数 ×0.45人	40人	1	6.570	16	19.871	31	30.271	46	40.396	12学級から 18学級まで
			2	7.041	17	20.639	32	30.902	47	41.027	
			3	7.512	18	21.406	33	31.534	48	41.659	
			4	8.221	19	22.037	34	32.165	49	42.290	
			5	9.048	20	22.668	35	32.796	50	42.921	
			6	10.400	21	23.299	36	33.427	51	43.552	
			7	11.228	22	23.930	37	34.715	52	44.183	
			8	12.055	23	24.562	38	35.347	53	44.815	
			9	12.883	24	25.193	39	35.978	54	45.446	
			10	13.710	25	26.484	40	36.609	55	46.077	
			11	14.537	26	27.115	41	37.240	56	46.708	
			12	15.983	27	27.746	42	37.871	57	47.339	
			13	16.810	28	28.378	43	38.503	58	47.971	
			14	18.217	29	29.009	44	39.134	59	48.602	
			15	19.044	30	29.640	45	39.765	60	49.233	
中学校	世帯数 ×0.22人	40人	1	8.229	11	20.067	21	29.358	31	36.891	12学級から 18学級まで
			2	8.700	12	20.806	22	30.097	32	37.630	
			3	10.734	13	21.544	23	30.835	33	38.518	
			4	11.561	14	22.282	24	31.573	34	39.790	
			5	12.567	15	24.059	25	32.312	35	40.529	
			6	13.573	16	24.797	26	33.050	36	41.267	
			7	14.578	17	25.535	27	33.938	37	42.005	
			8	15.584	18	26.273	28	34.676	38	42.743	
			9	17.870	19	27.732	29	35.415	39	43.632	
			10	18.876	20	28.470	30	36.153	40	44.370	
幼稚園	小学校児童数 保育所への入 所児童数等を 参考として指 定すること。	35人	園舎の面積 1学級 180 2学級以上 $320+100\times(\text{学級数}-2)$ 運動場の面積 2学級以下 $330+30\times(\text{学級数}-1)$ 3学級以下 $400+80\times(\text{学級数}-3)$								
			備考1 学校の設置数は、施行地域内の児童・生徒数から学級数を指定し、その学級と1校当たりの標準学級数とを比較勘案して決定すること。 2 学校の面積は、この表に定める基準によるほか、地方債査定基準によることができる。								

第2 児童福祉施設

開発区域の面積が20ha以上の開発事業に当たっては、開発区域内に次の表に掲げる基準に従って保育所の用地を計画することとし、その具体的な位置及び面積については、市長と事業主が協議して定めるものとする。ただし、市長が周辺にある既設の保育所に入所能力があると認めた場合は、この限りでない。

区分	施行区域内の児童数の算定基準等 児童数×0.21人=要保育児童数	施設の 標準面積	備考
保育所	世帯数×2.86人×0.0944=児童数	8.3m ² 以上 ×入所定員	8.3m ² 以上（一人当たり面積） 内訳 建物面積 5m ² 屋外遊戯場面積 3.3m ² 以上
備考1 保育所の設置数は、施行区域内の要保育児童数を把握して決定すること。 2 保育所の面積は、保育所の標準面積の算定基準により、面積を勘案して決定すること。 3 保育所の入所定員は、1保育所につき60人以上であること。			

第3 ごみステーション

- 1 住戸数30戸以上の開発事業においては、1か所のごみステーションを設置すること。
- 2 住戸数30戸未満の開発事業においては、原則として、隣接する自治会と既存のごみステーションの使用について協議すること。ただし、地形その他の事情により、これにより難しい場合は、あらかじめ、環境部局と協議すること。
- 3 ごみステーションは、原則として、開口一辺が2m以上、奥行きが1.5m以上を基準とし、あらかじめ、場所、形状等について、環境部局と協議すること。

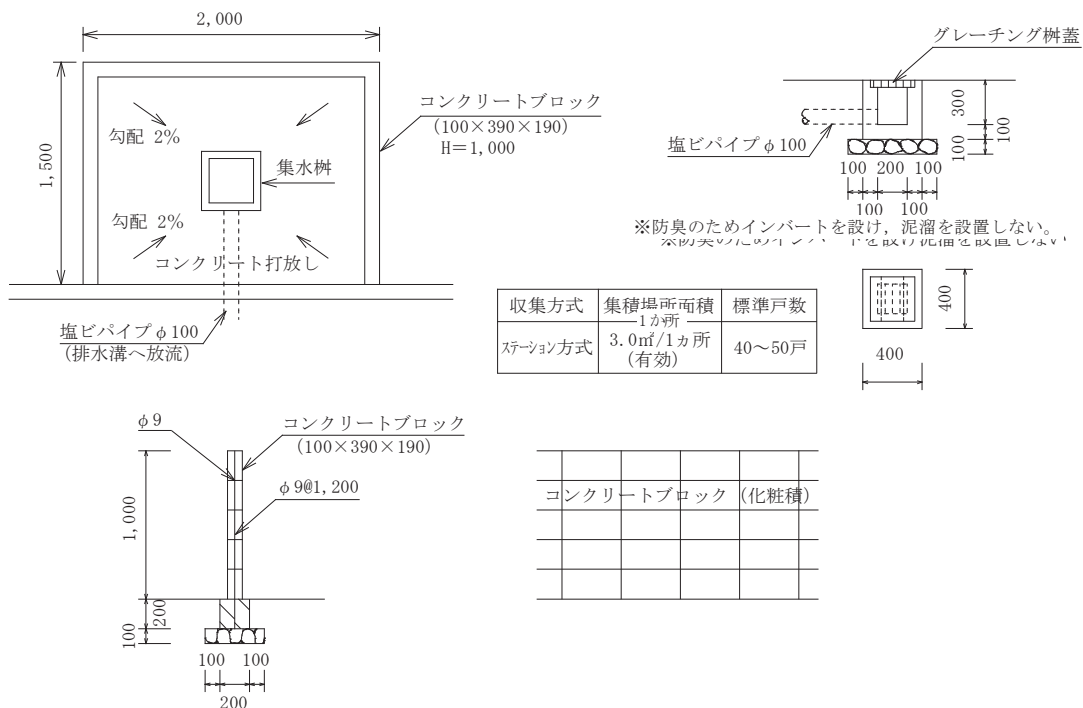


図17 清掃施設標準図

第4 その他の公益的施設

公民館，集会所，支所，消防署，交番その他これらに類する公益上必要な施設の計画については，市長と事業主が協議して定めるものとする。

第5 その他の施設等

1 ガス供給施設

ガスによる災害防止のため，ガス事業法（昭和29年法律第51号）などの関係法令に定める基準に従い，事業所の位置及び敷地面積などを十分配慮すること。

2 公共的施設等の敷地への進入路，駐車場等

「広島県福祉のまちづくり条例」による配慮がされていること。